『'22~'23 年版 F P 技能検定教本 1 級 5 分冊 タックスプランニング』 【正誤表】

該当頁	誤						
	② 住宅借入金等特別控除の特例(特別特定取得)の場合						
		居住年	借入限度額	控除期間	適用年・控除額		
118	認定住宅	2019年10月~ 2022年12月	5,000万円	10年	1年目から10年目まで 借入金等年末残高×1.0%		
	認定住宅等以外 ・増改築	2019年10月~ 2022年12月	4,000万円	10年	11年目から13年目まで 次に掲げる金額のいずれか少ない金額借入金等年末残高×1.0%住宅取得等の対価または費用額(税抜)×2%÷3		
	③ 住宅借入金等特別控除の特例 消費税率の引き上げ等を踏まえ、2019年度税制改正において、住宅借入金等特別控除の特例が創設された。この特例は、住宅の取得の対価の額または費用の額の消費税等の税率が10%である場合に適用でき、適用を受けると控除期間が13年となる。本特例は当初、2020年12月までに対象住宅に居住した者を対象としていたが、2021年度税制改正において適用期間が2年間延長され、2022年12月までに居住した者も対象となった。ただし、特例延長後の適用対象となるのは、住宅の取得形態に応じて、次に掲げる期間内に契約締結された住宅に限られる。 住宅の取得形態 居住年						
		11年の取得			/SE!		
		新築			2020年10月~2021年9月		

積要件が緩和されており、40㎡以上50㎡未満の住宅も控除の対象となる。

② 住宅借入金等特別控除の特例(特別特定取得)の場合

	居住年	借入限度額	控除期間	適用年・控除額
認定住宅	2019年10月~ 2022年12月	5,000万円	13年	 1年目から10年目まで 借入金等年末残高×1.0% 11年目から13年目まで 次に掲げる金額のいずれか少ない金額 イ 借入金等年末残高×1.0% 日 住宅取得等の対価または費 用額(税抜)×2%÷3
認定住宅等以外 ・増改築	2019年10月~ 2022年12月	4,000万円	4,000万円 13年 イ	

Æ

③ 住宅借入金等特別控除の特例 ←削除(下記も②の内容)

消費税率の引き上げ等を踏まえ、2019年度税制改正において、住宅借入金等特別控除の特例が創設された。この特例は、住宅の取得の対価の額または費用の額の消費税等の税率が10%である場合に適用でき、適用を受けると控除期間が13年となる。

本特例は当初、2020年12月までに対象住宅に居住した者を対象としていたが、2021年度 税制改正において適用期間が2年間延長され、2022年12月までに居住した者も対象となっ た。ただし、特例延長後の適用対象となるのは、住宅の取得形態に応じて、次に掲げる期 間内に契約締結された住宅に限られる。

住宅の取得形態	契約締結時期
新築	2020年10月~2021年9月
建築後使用されたことのない居住用家屋または既存住宅の取得・増改築	2020年12月~2021年11月

また、延長された特例期間については、合計所得金額が1,000万円以下の年に限って床面 積要件が緩和されており、40㎡以上50㎡未満の住宅も控除の対象となる。